

大阪市行政手続条例の一部を改正する条例案

大阪市行政手続条例（平成7年大阪市条例第10号）の一部を次のように改正する。

「第4章 行政指導（第30条－
目次中「第4章 行政指導（第30条－第34条）」を
第5章 処分等の求め（第36
第35条）
に、「第5章」を「第6章」に、「第35条」を「第37条」に、「第6章」を「第

7章」に、「第36条・第37条」を「第38条・第39条」に改める。

第3条中「第4章」を「第5章」に改める。

第33条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第37条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第39条とし、第36条を第38条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第35条を第37条とし、同章を第6章とする。

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（本市の条例及び大阪府の条例をいう。以下この条及び次条にお

いて同じ。)に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 処分等の求め

(処分等の求め)

第36条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。以下この条において同じ。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

平成27年2月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

行政手続法の一部改正の趣旨にのっとり、行政指導の方式を改めるとともに、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに関する事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市行政手続条例 (抄)

目 次

第1章 - 第3章 省 略

第4章 行政指導 (第30条 - 第34条)
第35条

第5章 処分等の求め (第36条)

第5章 届出 (第35条)
第6章 第37条

第6章 補則 (第36条・第37条)
第7章 第38条 第39条

附 則

(適用除外)

第3条 処分又は行政指導で行政手続法 (平成5年法律第88号) 第3条第1項各号のいずれかに該当するものについては、次章から第4章までの規定は、適用しない。
第5章

(行政指導の方式)

第33条 省 略

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

$\frac{2}{3}$ 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書
前2項

面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

$\frac{3}{4}$ 省 略

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 省 略

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（本市の条例及び大阪府の条例をいう。以下この条及び次条において同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第5章 処分等の求め

(処分等の求め)

第36条 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。以下この条において同じ。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容

- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第5章 省 略
第6章

(届 出)

第35条 省 略
第37条

第6章 省 略
第7章

(申請書の記載事項等の簡素化等)

第36条 省 略
第38条

(施行の細目)

第37条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。
第39条 関し

大阪市市税条例（抄）

（大阪市行政手続条例の適用除外）

第14条の2 省 略

2 大阪市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、
第4項

又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。
第3項